

健難発 0204 第 1 号  
平成 28 年 2 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での  
診療等に係る特定医療費の支給について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に基づき特定医療費の支給については、「特定医療費の支給認定について」（平成26年12月3日付け健発1203第1号）別紙様式第2号の注意事項4に記載されているとおり、医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等についても、緊急その他やむを得ない場合には対象となる旨をお示ししているところである。

また、「特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて」（平成26年12月22日付け健疾発1222第1号）別紙5（3）において、当該取扱いにおける「緊急その他やむを得ない場合」とは、旅行中等に受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関を受診した場合等が想定される旨をお示ししているところである。

今般、地方分権改革に係る「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、「緊急その他やむを得ない場合」の解釈について各都道府県あて通知することとなったところ、「緊急その他やむを得ない場合」については手続が遅延した場合が含まれると解して差し支えないほか、実施主体である各都道府県により、患者の個別の事情に応じた判断が可能であることをお示しするので、各都道府県におかれては参考にされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。